

令和8年6月25日

## 公 告

防衛省陸上自衛隊今津駐屯地  
業務隊長 草 津 英 樹  
( 公 印 省 略 )

陸上自衛隊今津駐屯地創立74周年記念行事における野外交店（露店）の  
出店業者募集について

陸上自衛隊今津駐屯地創立74周年記念行事における野外交店（露店）を行う業者について、次のとおり募集します。

## 1 応募資格

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者でないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

## 2 応募業種

食品（酒類除く。）及びグッズ等の販売

## 3 使用施設の所在地及び名称

## (1) 所在地

滋賀県高島市今津町今津平郷国有地 防衛省陸上自衛隊今津駐屯地

## (2) 名 称

陸上自衛隊今津駐屯地内野外売店コーナー

## (3) 使用面積等

厚生センター周辺（1区画20㎡以内基準）

## (4) その他

ア 施設使用については、国有財産法に基づく行政財産使用許可による。

イ 細部については、野外売店開設時に担当者が指示する。

## 4 募集期間

令和8年6月25日（木）午前10時から7月8日（水）午後5時まで。

## 5 募集要領・仕様書の配布

## (1) 期 間

令和8年6月25日（木）午前10時から7月8日（水）午後5時まで。

（土・日・祝日を除く。）

## (2) 配布要領

陸上自衛隊今津駐屯地厚生センター内厚生班事務室にて配布又は中部方面会計  
隊入札公募ホームページ内の公募から印刷（郵送は行いません。）

## 6 応募手続

## (1) 提出書類

ア 申請書 1部（募集要領 別紙様式第1）

イ 企画提案書 1部（募集要領 別紙様式第2）

## (2) 提出期限

令和8年7月15日（水）必着（持参の場合は午後5時まで）

## (3) 提出先

520-1621 滋賀県高島市今津町今津平郷国有地

陸上自衛隊今津駐屯地業務隊厚生科厚生班

電話 0740（22）2581（内線338） 担当 松本

## 7 その他

(1) 細部については内容は、募集要領及び仕様書による。

(2) 担当者連絡先

前項（3）提出先に同じ。

# 陸上自衛隊今津駐屯地創立 74 周年記念行事野外売店

(募 集 要 領)

陸上自衛隊今津駐屯地業務隊厚生科

## 募集要領

### 1 概 要

陸上自衛隊今津駐屯地創立 74 周年記念行事において野外壳店コーナーを設置して、来場者への物品販売を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

### 2 応募資格

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者でないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

### 3 設置施設の所在地及び名称

滋賀県高島市今津町今津平郷国有地

陸上自衛隊今津駐屯地 厚生センター周辺

### 4 設置条件

#### (1) 設置方法

国有財産法（昭和 23 年 6 月 30 日号外法律第 73 号第 18 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

#### (2) 設置場所及び設置業種

##### ア 設置場所

厚生センター周辺（1 区画 20 m<sup>2</sup>以内（3.6 m×5.4 m）基準）

##### イ 設置業種

食品（酒類除く。）及びグッズ等の販売

## (3) その他

詳細は、別添「仕様書」のとおり。

## 5 応募手続き等

## (1) 申請書等の提出

出店を希望する者は、次のとおり、提出書類を提出先に提出期限までに提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

## ア 提出書類

(ア) 申請書 1部（別紙様式第1）

(イ) 企画提案書 1部（別紙様式第2）

※以下の事項について、必ず記載すること。

- a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）
- b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
- c 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
- d 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴（行政処分があった場合、その時どのように対応したのかを記載）
- e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- f 防衛省における営業方針
- g 会社概要
- h その他のアピールポイント

(ウ) 企画提案書附属書類 1部

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等（日本工業規格A4）

## イ 提出先

陸上自衛隊今津駐屯地業務隊厚生科 松本

住所 滋賀県高島市今津町今津平郷国有地

電話 0740（22）2581 内線338

## ウ 提出期限

令和8年7月15日（水）必着（持参の場合は午後5時まで）

## (2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合

カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

6 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。なお、審査結果については、異議を申し立てることができないものとする。

7 選考結果

令和8年7月21日（火）（予定） 電話又は書面にて通知する。

8 業者決定後の提出書類

出店業者として決定された者は、次のとおり、提出書類を提出先に提出期限までに提出すること。

ア 提出書類

国有財産使用許可申請書（別途通知）

イ 提出先

申請書等の提出に同じ。

ウ 提出期限

令和8年8月5日（水）午後5時

## 仕 様 書

### 1 業務件名

陸上自衛隊今津駐屯地創立 74 周年記念行事における野外交店

### 2 業務内容

食品（酒類除く。）及びグッズ等の販売

### 3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊今津駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

### 4 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、野外交店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、近畿中部防衛局長（以下「乙」という。）が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違反したとき。

イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。

ウ 国において使用物件を必要とするとき。

エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

## 5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

## 6 国有財産使用料

丙は、乙に展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1 平方メートルあたりの国有財産使用料は、以下のとおりとする。

厚生センター出入口周辺 日額 約0.8円/㎡（消費税別）

※上の使用料は過去の実績であり、変更される場合がある。

なお、国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生することがある。

## 7 業務時間

令和8年11月7日（土）午前7時50分から午後2時

※天候等により中止となることがある。

## 8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

## 9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

## 10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において野外交売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び適正な排水等の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。

丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

- (2) 丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (3) 丙は、従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

- (5) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (6) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

#### 11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

#### 12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

#### 13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

#### 14 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 丙は、本業務の遂行に当たり、甲の担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 野外売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (5) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (6) 丙は、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (7) 丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲の担当職員の指示に可能な限り従うものとする。

- (8) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
- (9) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は即時に対応すること。
- (10) 丙は、使用日においては設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (11) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (12) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、甲の担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示に従わなければならない。
- (13) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、共同で使用してはならない。
- (14) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、申請書を受け付けない場合がある。
- (15) 丙は、説明会での遵守事項に違反した場合並びに甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む。）は、次回以降、申請書を受け付けない場合がある。
- (16) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲の担当職員及び丙の間で協議する。

## 15 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

## 申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊今津駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

滋賀県高島市今津町今津平郷国有地に所在する自衛隊今津駐屯地において、野外交店（露店）を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

## 企 画 提 案 書

会社名：

|   |                                                 |
|---|-------------------------------------------------|
| ア | 主な販売予定商品・販売価格表<br>(別紙様式第3)                      |
| イ | 従業員管理(身元管理、健康管理等)及び人員配置(200字以内)                 |
| ウ | 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法(200字以内)                 |
| エ | 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴(200字以内)             |
| オ | クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法<br>(200字以内) |

カ 防衛省における営業方針（２００字以内）

キ 会社概要

（１）本社所在地

（２）設立年月日

（３）資本金

（４）社員数

（５）店舗数

（６）売上高

ク その他のアピールポイント（２００字以内）

(記載例)

## 企 画 提 案 書

会社名：〇〇〇〇株式会社

|                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ア 主な販売予定商品・販売価格表<br/>(別紙様式第3)</p>                                                                                                                                                                               |
| <p>イ 従業員管理(身元管理、健康管理等)及び人員配置(200字以内)<br/>         従業員の身元管理については、採用時に提出させている履歴書及び面接により適格者を人選しています。<br/>         健康管理については、年1回の健康診断により健康状態の把握に努めています。<br/>         展示即売時の人員配置については、対面販売に適した人材を2名～3名配置したいと考えています。</p> |
| <p>ウ 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法(200字以内)<br/>         当社の規定に基づき、省エネ運転や過剰包装の廃止等により省エネや環境対策を実施しています。<br/>         ゴミ・廃棄物の処分については、全て当社に持ち帰り、分別して処分します。</p>                                                                |
| <p>エ 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴(200字以内)<br/>         従業員の健康状態を把握し、感染症等の疑いがあるものは、業務に従事させません。<br/>         また、利用後は会場及び周辺の清掃を行います。</p> <p>(食品取扱業者等の場合)<br/>         過去3年間に於いて、行政処分等は受けておりません。</p>                    |
| <p>オ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法(200字以内)<br/>         クレーム・要望があった場合は、真摯に出来るだけ早く対応し、場合によっては本社等に連絡します。<br/>         事故やトラブルが発生した場合した場合においても、速やかに対応するとともに、厚生科に連絡します。</p>                                      |



## 主な販売予定商品・販売価格表

[illegible]

## 業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊今津駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊今津駐屯地創立 7 4 周年記念行事における野外交店の出店」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用して下さい。

## 提出書類及び今後の予定

## 1 出店応募時（提出期限：令和8年7月15日（水）午後5時）

| No. | 書 類 名          | 備 考                   | 部 数 |
|-----|----------------|-----------------------|-----|
| 1   | 申請書            | 別紙様式第1                | 1部  |
| 2   | 企画提案書          | 別紙様式第2                | 1部  |
| 3   | 主な販売予定商品・販売価格表 | 別紙様式第3                | 1部  |
| 4   | 企画提案書附属書類      | 販売商品カタログ、企画提案書の具体的資料等 | 必要数 |
| 5   | 業務確約書          | 別紙様式第4                | 1部  |

## 2 出店業者決定後（別途配布）

## (1) 国有財産使用申請書、誓約書

提出期限：令和8年8月5日（水）午後5時

## (2) 販売予定品目表、食品販売アレルギー表、車両乗入申請書

提出期限：令和8年9月9日（水）午後5時

## (3) 菌検査報告書（写）

提出期限：令和8年10月23日（金）午後5時

## 3 今後の予定

## (1) 業者説明会

ア 日 時

令和8年9月9日（水）午前11時から正午まで

イ 場 所

陸上自衛隊今津駐屯地第1教場

ウ 内 容

(ア) 全般説明

(イ) 衛生教育

(ウ) 出店場所の抽選

## (2) 菌検査

食品の取扱い及び販売を行う業者は、検査機関等において菌検査を行い検査結果の写しを提出すること。